

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について次のとおり公告する。

平成24年4月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 処分をした年月日  
平成24年4月26日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号
  - (1) 商号  
株式会社日進機械
  - (2) 主たる営業所の所在地  
高松市一宮町744番地1
  - (3) 代表者の氏名  
田中 忠好
  - (4) 許可番号  
香川県知事許可（般一19）第1791号
- 3 処分の内容  
建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し（電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業）
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社日進機械の役員は、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反により、平成23年1月11日に高松地方裁判所から懲役6月執行猶予2年に処する旨の判決を受け、同月26日にその刑が確定した。  
このことは、建設業法第29条第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。